

令和 5 年 5 月 26 日

横浜市教育長 鯉渕 信也 様

横浜市いじめ問題専門委員会

委員長 栗山 博史

「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和 4 年度の
取組状況について（意見具申）

令和 5 年 5 月 18 日付教人児第 225 号により諮問のありました案件については、
令和 5 年 5 月 18 日の横浜市いじめ問題専門委員会で審議を行い、次のとおり意見を
具申します。

1 案件名

「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和 4 年度 of 取組状況について

2 意見

別紙、意見書にまとめたので、取組の参考にされたい。

意見書

令和5年5月26日

横浜市いじめ問題専門委員会

1 はじめに

平成 29 年 3 月に公表された「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に基づいて進められた、令和 4 年度の「学校の取組」及び「教育委員会事務局の取組」について、本委員会に意見を求められた（諮問）。

本委員会は、発足以降、複数のいじめ重大事態事案について調査・審議を重ねており、各委員がその専門分野の立場からの経験を踏まえ、再発防止の取組について意見を述べることにした。

本委員会からの意見を参考に、実効性がある再発防止策の取組を更に進めていただきたい。

2 諮問事項

「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和 4 年度の取組状況について

3 諮問事項に対する主な意見

(1) いじめの認知等について

- ・令和 3 年度の報告書へ向けた指摘をよく取り入れている。リーフレットを活用して、認知件数が上がったことはよいことである。「認知件数が多い」とは「子どもが言いやすい、先生と話がしやすい」、結果として「深刻な状況に至らずに解決している」とみることも可能ではないかと思った。認知件数が多いということはかなりの努力をしている。取組の好事例を集積して行ってほしい。また、どの教員が対応しても困らないよう、認知や対応の方法を標準化できるようにして行ってほしい。
- ・報告書の中に認知のプロセスがあるが、認知するか認知しないかで何を区別するのか、そうしたことが大事である。いじめを広く捉えることは大事だが、現実問題としては、どういう事案について認知するのか、そして、認知した事案について、その後どのように対応するかを明確にしておくことが大切である。
- ・心理学の専門的知見から言うと、子どもたちがアンケートに答えたり教員に相談したりすることは、子ども自身が自己認知、自己理解が出来ているということを意味している。大事なことは多くの認知件数の中で、子どもたちにとって大事なことを見逃さないということ。教員はアンケートをどのようにチェックしているのか、管理職はどう把握しているのかが大事である。

(2) 学校いじめ防止対策委員会（以下「防止対策委員会」）について

- ・防止対策委員会を独自で月1回開催というのは、学校の実情からすれば非現実的な設定となっていないかどうか検討すべきである。形式を整えることよりも、実効性のある対策をとっていくことが大切である。検討の結果として、防止対策委員会を独自で月に1回開催することが非現実的だという総意が得られるのであれば、他の会議と一緒に開催する等の方法も許容する方向性を模索しても良いのではないか。
- ・防止対策委員会の運営状況を正確に把握するのは難しいと思うが、アンケートだけではなく、サンプル調査等を用いて、もう少し実態把握をしてほしい。
- ・防止対策委員会の運営状況で言えば、構成メンバーの標準化も難しいと思う。対応が終わった後に、振り返りを行うことは他の教員のためにもなるので、広く全職員が参加した方がよいと思う。ただ、具体的事案の対応を検討し、適時に対応しようとしているときに全職員を集めるのは現実的ではない。
- ・教育委員会から言われたことを実施しない学校は、職員風土などに様々な課題や背景があり、実施できないでいるのかもしれない。そうだとしたら、その学校の教職員や児童生徒も苦しいだろう。教育委員会は、そうした学校へのアプローチも考えていくべきではないか。

(3) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校生活あんしんダイヤルの活用について

- ・報告書の中の防止対策委員会の組織図では、SCやSSWは「必要に応じ」と記載されている。勤務時間や日数の関係もあるが、報告書の実践例の中でもSCが毎回参加できるような取組をした学校もある。防止対策委員会の中で、SCやSSWが組織の一員と位置づけられ、実質的に取り組めるように発信して欲しい。
- ・学校現場でSSWの専門性を十分に理解しておらず、活用できていないように感じている。いじめの事例でどのようにSSWを活用するかということについて教員の理解を図るための研修が必要である。

(4) その他

- ・ SNSは子どもたちの生活の一部になっている。報告書では、南区の取組が記載されているが、SNSに関するいじめの未然防止の取組みは、広く行われるべきである。子どもたち自身が実態を把握し、何とかしたいと思わないと実効性がない。情報モラル教育の先に、子どもたちによるモラル活動の取組が必要である。教育委員会全体で積極的に取り組んで欲しい。
- ・ Y-Pの開発に関係した立場から、1点、認識共有を図りたい。Y-Pの目的は教員が子どもを見る目を育てることである。子どもたちはSOSを出しているのか、自己表現できているか、友達づきあいはうまくできているかを、教員が気づくことができるようにプログラムを構成した。子どもの適応尺度をみるためのものではない。子どもの危険度をチェックすることが目的ではなく、子どもの心情を把握し、未然防止に活用するツールであると理解して欲しい。
- ・ 教育委員会（指導主事）は、学校へ支援だけでなく指導も行うことが必要。教育委員会には学校の設置者としての役割がある。報告書に学校に対しての指導についても書かないと、何か起こったときの責任は学校だと捉えられかねない。校長の判断に任せるだけでなく、間違っていたら校長を指導することが指導主事の役目である。また、支援のみでは指導主事の練度が高まらない。
- ・ 教員が、いじめについて当事者意識がないと子どもたちを支援できないのではないかと思う。子どもたちが傷ついているという感度がないといじめへの対応は難しいのではないかと思う。

4 おわりに

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象とした具体的で、より実効的な再発防止・未然防止の観点が必要である。

令和4年度は、いじめ認知件数（暫定値）が大きく増加した。コロナ禍の中、子どもたちの人間関係にも深刻な影響があることを認識し、引き続き研修等を通して校長や専任教諭等の「法」の理解や対応力を高め、学校いじめ防止対策委員会等の充実を図り、より適切な支援・指導・再発防止の取組を進めていただきたい。